

学校での健康管理

【1】保健室について

健康相談・悩み相談・救急処置等で利用できる。次の点に注意する。

- (1) 頭痛薬などの内服薬はない。必要な人は家から持ってくる。
- (2) 体調不良による休養等で保健室を利用できるのは、原則として1時間程度までとする。それでも回復しない場合は、担任と相談し保護者に連絡したうえで安全な方法で帰宅する。
- (3) 養護教諭が不在の場合は、職員室で先生の指示を受ける。

【2】持病のある生徒について

持病のある人、学校生活で配慮が必要なことがある人は必ず担任等に連絡する。

【3】学校で病気・けが等をして受診を必要とする場合について

学校から病院へ移送する場合は、担任等を通じて保護者に連絡をする。また、授業中・部活動中・登下校時などの事故の場合、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる。給付対象になった場合は保健室に申し出る。

【4】健康診断の実施、事後措置について

健康管理のため、4月から6月にかけて定期健康診断を行う。検診の結果、疾病・異常等が発見された場合は受診勧告書を受け取り、速やかに医療機関で受診し、その結果を保健室に報告する。また、欠席等で検診を受けなかった場合は、各自で病院に行き自費で検診を受ける。

【5】スクールカウンセラーについて

学校生活での悩みや家庭での悩みなど、どんなことでも相談できる。担任の先生でも保健室の先生でも話しやすい先生でも誰でもいいので、相談を希望する場合や相談について詳しいことを聞きたいときは声をかける。